

地方独立行政法人法

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として 整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2・3 略

- 4 地方独立行政法人は、(中略)、第一項の規定による積立金(42.6億円)があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期 目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 地方独立行政法人は、第四項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付 しなければならない。

7 略

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

- 第十四条 法人は、法第四十条第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に知事に提出しなければならない。
- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、当該中期目標の期間の最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しな ければならない。ただし、当該事業年度に係る法第三十四条第一項の規定による財務諸表の提出を行った場合にあっては、この限りでない。

第2期中期計画 山梨県立病院機構建設改良計画(第2期中期計画策定時 H27.1時点)						
						(単位:千円 税込)
整備内容	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	合計
機械備品購入						-
リニアック機器購入						-
リニアック関連施設整備						-
1C·救命救急センター整備						-
MFICU整備						-
総合診療科整備						-
施設維持のための改修						-
システム (H30,31は電子カルテ更新)						-
車両						-
合計	2,873,316	1,555,648	1,341,227	1,590,553	2,447,947	9,808,691
(うち病院機構剰余金)	1,183,316	621,648	438,227	868,553	1,231,947	4,343,691
(うち県貸付金)	1,690,000	934,000	903,000	722,000	1,216,000	5,465,000